

第 1 章

基本的視点

第 1 節 授産施設の課題と方向性

授産施設は、働く意欲と能力を持ちながら一般の企業に就職できない障害者のため、有効な社会福祉施策として整備されてきました。

しかし、従来の施設は、特に措置制度のもとでは、施設利用者の処遇という観点があまりにも強調され、製品を買っていただくお客様、取引をしていただく企業の方々（また、今後お客様になっていただくも知れない多くの人々や企業の方々）は、施設の大事なお客様であるという視点が不足していたと言えるのかもしれない。

そのような意味からは、授産施設は、施設利用者という顧客と、製品やサービスを買っていただく顧客という二つの意味での顧客を有していると言えます。

近年、産業構造の変化、情報技術（IT）の進展、グローバル化、少子高齢化等日本経済を取巻く環境は大きく変わり、それは授産施設にも同様の影響を及ぼしています。それに加えて、授産施設については、10 年来の経済の低迷を反映して、作業工賃の減少、作業量の減少により、利用者の授産活動への意欲が減退することが危惧されています。

この急激な変化の中で、授産施設は現在までの「経営の仕組み」のままでは、その二つの顧客いずれにも対して、有効性を発揮できなくなる恐れがあります。これからは、俊敏な経営を実現して、顧客や市場、社会の要望をしっかりとらえ、どのような視点で経営を見直して変革していくのか、施設自体が企業体として、創造性を発揮した経営革新を志向することが求められています。

また、そのことを通じて、利用者の就労や生活、そして社会参加を支援していく方向を模索することが、真に授産施設の今日的意義であり、課題であると考えられます。

第 2 節 指針を策定する目的

現在、施設によっては、自主製品を開発、販路を確保し、一定のブランド化を達成したり、IT（情報通信技術）を活用した仕事を積極的に開拓するところもあらわれています。また、地域で支援の輪を広げ、即売会や施設行事を活性化している例もあります。しかしながら、そのような例は一部にとどまり、施設によって、また地域によって取り組みに差があると言わざるを得ません。

これらの状況を踏まえ、県では、平成 13 年度から「授産施設活性化特別対策事業」を行い、その一環として、このたび「授産活性化指針」を策定しました。

この「指針」は、授産施設等の現状、課題及び問題点を基に、経営品質の向上の観点から、ひとつの方向性を示したものです。

もちろん、課題に対する対処方法の方向性は、これにとどまるものではありません。この「指針」は、各施設が、施設ごとの特色、地域の実情に応じて、これからの授産活動の活性化を自ら考える上でのひとつの参考になることを目的としています。

従って、施設みずからが、みずからの施設のことを、みずからの知恵と力で変革していくことがこの「指針」の最終的な目的です。

なお、この「指針」は、利用者の「働く場」として共通に考えるため、障害者授産施設のほか、福祉工場を対象にし、さらには、障害者作業所の作業活動等についても視野に入れたものとしています。